

# 定 款

一般社団法人マンションセカンドオピニオン協会

## 【定款改定履歴】

2015年（平成27年）4月8日	設立時社員により定款作成
2015年（平成27年）4月23日	公証人による定款認証
2015年（平成27年）4月27日	一般社団法人設立登記 定款発効

# 一般社団法人マンションセカンドオピニオン協会定款

## 目 次

<b>第1章 総 則</b> .....	1
第1条（名 称） .....	1
第2条（定 義） .....	1
第3条（事務所） .....	2
<b>第2章 目的及び事業</b> .....	2
第4条（目 的） .....	2
第5条（事 業） .....	2
<b>第3章 会 員</b> .....	3
第6条（会員の種別） .....	3
第7条（会員の資格の取得） .....	3
第8条（会員の欠格事由） .....	4
第9条（指定代表者の選任） .....	4
第10条（会員の権利及び義務） .....	4
第11条（倫理規程の遵守） .....	5
第12条（経費等の負担） .....	5
第13条（任意退会） .....	5
第14条（懲 戒） .....	5
第15条（会員資格の喪失） .....	5
第16条（会員資格の喪失に伴う権利及び義務） .....	6
第17条（会員名簿） .....	6
第18条（会員名簿の備置き及び閲覧等） .....	6
第19条（会員に対する通知等） .....	6
第20条（会員に対する通知の省略） .....	6
<b>第4章 総 会</b> .....	7
第21条（構 成） .....	7
第22条（総会の権限） .....	7
第23条（総会の招集） .....	7
第24条（総会の招集の決定） .....	7
第25条（総会の招集の通知） .....	8
第26条（総会参考書類及び議決権行使書の交付等） .....	8
第27条（総会参考書類） .....	8
第28条（議決権行使書） .....	9
第29条（正会員による招集の請求） .....	9
第30条（正会員の提案権） .....	9
第31条（総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立て等） .....	10

第32条（総会の議長）	10
第33条（総会の議決権）	11
第34条（総会の決議）	11
第35条（書面による議決権の行使）	11
第36条（電磁的方法による議決権の行使）	11
第37条（代理人による議決権の行使）	12
第38条（代理権の確認等）	12
第39条（理事等の説明義務）	13
第40条（総会に提出された資料等の調査）	13
第41条（延期又は続行の決議）	13
第42条（総会の議事録）	13
第43条（総会の決議の省略）	14
第44条（総会への報告の省略）	15

## 第5章 役員

### 第1節 役員を選任及び解任

第45条（役員の設置）	15
第46条（役員を選任）	15
第47条（役員資格等）	16
第48条（役員任期）	16
第49条（役員解任）	16
第50条（監事選任に関する監事の同意等）	17
第51条（監事選任等についての意見の陳述）	17

### 第2節 理事

第52条（理事の職務及び権限）	17
第53条（忠実義務等）	17
第54条（競業及び利益相反取引の制限）	17
第55条（業務の執行に関する検査役の選任等）	18
第56条（正会員による理事の行為の差止め）	18
第57条（理事の報酬等）	18

### 第3節 理事会

第58条（理事会）	18
第59条（理事会の権限）	18
第60条（業務の適正を確保するための体制）	19
第61条（理事会の招集）	19
第62条（理事会の議長）	20
第63条（理事会の決議）	20
第64条（理事の議決権行使）	20
第65条（理事会の議事録）	20
第66条（理事会の決議の省略）	21
第67条（理事会への報告の省略）	21
第68条（理事会への委任）	21

<b>第4節 監事</b>	22
第69条（監事の権限）	22
第70条（理事会への報告義務）	22
第71条（理事会への出席義務等）	22
第72条（総会に対する報告義務）	22
第73条（監事の報酬等）	23
第74条（費用等の請求）	23
<b>第5節 役員損害賠償責任</b>	23
第75条（役員の本協会に対する損害賠償責任）	23
第76条（本協会に対する損害賠償責任の免除）	23
第77条（総会決議に基づく責任の一部免除）	23
第78条（理事会決議に基づく責任の一部免除）	24
第79条（責任限定特約）	24
第80条（理事が自己のためにした取引に関する特則）	25
第81条（役員第三者に対する損害賠償責任）	25
第82条（役員連帯責任）	25
<b>第6節 その他の機関</b>	25
第83条（事務局）	25
第84条（委員会）	25
第85条（顧問等）	26
<b>第6章 資産及び会計</b>	26
<b>第1節 資産</b>	26
第86条（資産の構成）	26
第87条（資産の管理）	26
<b>第2節 会計の原則等</b>	26
第88条（会計の原則）	26
第89条（剰余金の分配の制限）	27
<b>第3節 会計帳簿</b>	27
第90条（会計帳簿の作成及び保存）	27
第91条（会計帳簿の閲覧等の請求）	27
<b>第4節 計算書類等</b>	27
第92条（事業年度）	27
第93条（事業計画及び収支予算）	28
第94条（計算書類等の作成及び保存）	28
<b>第5節 監査</b>	28
第95条（計算書類等の監査等）	28
第96条（事業報告及び附属明細書の監査報告）	28
第97条（計算書類及び附属明細書の監査報告）	29
第98条（監査報告の通知等）	29
<b>第6節 計算書類等の承認等</b>	30
第99条（計算書類等の正会員への提供）	30
第100条（計算書類等の定時総会への提出等）	30

第 101 条（貸借対照表の公告）	30
第 102 条（計算書類等の備置き及び閲覧等）	31
<b>第 7 章 基金</b>	<b>31</b>
<b>第 1 節 基金の募集</b>	<b>31</b>
第 103 条（基金の拠出）	31
第 104 条（募集事項の決定）	31
第 105 条（基金の申込み）	31
第 106 条（基金の割当て）	32
第 107 条（基金の申込み及び割当てに関する特則）	32
第 108 条（基金の引受け）	32
第 109 条（金銭以外の財産の拠出）	32
第 110 条（基金の拠出の履行）	33
第 111 条（基金の拠出者となる時期）	33
第 112 条（引受けの無効又は取消しの制限）	33
第 113 条（基金の拠出者の権利）	33
<b>第 2 節 基金の返還</b>	<b>34</b>
第 114 条（基金の返還）	34
第 115 条（基金の返還の手続）	34
第 116 条（基金の返還に係る債権の取得の禁止）	34
第 117 条（基金利息の禁止）	34
第 118 条（代替基金）	35
<b>第 8 章 定款の変更、合併及び解散等</b>	<b>35</b>
第 119 条（定款の変更）	35
第 120 条（事業の譲渡）	35
第 121 条（合併）	35
第 122 条（解散）	35
第 123 条（清算）	35
第 124 条（残余財産の帰属）	35
<b>第 9 章 公告の方法</b>	<b>36</b>
第 125 条（公告の方法）	36
<b>第 10 章 雑 則</b>	<b>36</b>
第 126 条（本協会と理事との間の訴えにおける代表）	36
第 127 条（定款の備置き及び閲覧等）	36
第 128 条（規則等）	36
第 129 条（定款に定めのない事項）	37
<b>附 則</b>	<b>37</b>

# 一般社団法人マンションセカンドオピニオン協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人マンションセカンドオピニオン協会（以下「本協会」という。）と称する。略称を「MSO」と称する。

(定 義)

第2条 この定款において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 一般法人法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律をいう。
- 二 理事長 一般法人法第21条第1項の代表理事をいう。
- 三 業務執行理事 理事長以外の理事であって、理事会の決議によって本協会の業務を執行する理事として選定されたもの及び本協会の業務を執行するその他の理事をいう。
- 四 マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「適正化法」という。）第2条第一号のマンションをいう。
- 五 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。
- 六 管理組合 適正化法第2条第三号の管理組合をいう。
- 七 マンション管理業者 適正化法第2条第八号のマンション管理業者をいう。
- 八 マンション開発業者 マンションの開発、建設及び分譲に係る事業を営むものをいう。
- 九 新築マンション 最初の引渡しがあつてから2年を経過して最初に開催される管理組合の通常総会（区分所有法第43条の規定に基づき当該管理組合の規約（区分所有法第30条第1項の規約をいう。以下第十一号において同じ。）の規定に従って毎年1回一定の時期に開催される集会をいう。次号において同じ。）が終了するまでのマンションをいう。
- 十 既存マンション 最初の引渡しがあつてから2年を経過して最初に開催される管理組合の通常総会が終了したマンションをいう。
- 十一 管理運営計画等 マンションの管理に係る規約等（規約の定めに基づき策定される細則を含むものをいう。）、事業計画、収支計画、長期修繕計画、管理事務及び建物設備の保守点検に係る業務委託契約その他管理組合の運営のために必要な計画及び業務委託契約並びにこれらの素案をいう。
- 十二 マンション総合評価 マンションの建築及び設備の性能並びに購入してからの住み良い暮らしと適正な管理を図る尺度として、第三者の専門的立場から行う評価をいう。
- 十三 管理事務評価 マンション管理業者が管理組合から委託を受けて行う管理事務の内容、品質、実施体制等を図る尺度として、第三者の専門的立場から行う評価をいう。

(事務所)

第3条 本協会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も、同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本協会は、マンションの購入希望者、区分所有者、管理組合、開発、販売、管理その他のマンション関係者に対して、当事者以外の専門的な知識を持った第三者の立場から、相談に応じてリスクを低下し、マンションの管理状況を含めた資産価値の総合的な評価を行い、併せてその評価向上のためのコンサルティングを行うことをもって、優良物件の流通の活性化、マンション管理状況の質的向上を図り、国民生活の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 マンション総合評価及び管理事務評価に係る評価基準の策定、普及、運用及び啓発
- 二 マンション総合評価及び管理事務評価に係る評価資格者の認定及び育成
- 三 マンションの計画開発時期におけるマンション開発業者等に対する設計及び管理運営計画等に係る助言、指導その他の支援
- 四 新築マンションの管理運営計画等に係る第三者評価、助言指導並びに消費者に向けた情報提供等
- 五 管理組合による主体的な管理運営体制の構築と良好なコミュニティの形成のための助言、指導その他の支援
- 六 既存マンションの管理組合に対するマンションの管理の適正性及びコミュニティの成熟度の評価及び認定
- 七 既存マンションの管理組合に対する助言、指導その他の支援
- 八 マンション管理業者を対象とした管理事務評価及びその質的向上のためのコンサルティング
- 九 マンションの管理に関する相談会及びセミナーの実施又は講師の派遣
- 十 マンションの管理に関する情報収集及び提供
- 十一 マンションの管理、住みやすさ、資産価値に関する調査及び研究
- 十二 マンションに関する関連団体との情報交換及び交流
- 十三 優良物件の流通及びマンション管理の質的向上のための国及び地方公共団体の施策等への協力及び政策提言等
- 十四 優良物件の流通及びマンション管理の質的向上のための市街地再開発事業及びマンション建替え事業に係る支援
- 十五 その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

### (会員の種別)

第6条 本協会に次の会員を置く。

#### 一 正会員

次に掲げる者であつて、本協会の趣旨に賛同し、本協会の運営及び事業の遂行のために必要な専門的な能力、経験又は体制等を有しているものとして理事会の承認を得て入会した個人、法人及び団体

イ マンション管理士、建築士、施工管理技士、弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士等の国家資格を有する者

ロ マンション維持修繕技術者、マンションリフォームマネージャー、マンション建替えアドバイザー、再開発プランナー、ファイナンシャル・プランナー（AFP、CFP）等の民間資格を有する者

ハ マンションの開発、販売、管理、維持保全、修繕、建替え、住民の生活利便サービスその他マンションに係る各分野の事業に従事していた者

ニ その他前各号に準ずる者として理事会において別に定めるもの

#### 二 登録会員

本協会の趣旨に賛同し、本協会の事業に協力するのに必要な専門的な能力、経験又は体制等を有しているものとして理事会の承認を得て事業協力者として登録した個人、法人及び団体

#### 三 賛助会員

本協会の趣旨に賛同し、本協会の事業を賛助する目的で入会した個人、法人及び団体

#### 四 特別会員

本協会に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般法人法上の社員とする。

### (会員の資格の取得)

第7条 本協会の会員になろうとする者及び前条第1項第四号の理事会の推薦のあった者は、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、当該各号に定める方法により会員となる。

#### 一 正会員

2以上の正会員の推薦を受けて、理事会において別に定める入会申込書を本協会に提出し、理事会の承認を得て入会するものとする。

#### 二 登録会員

2以上の正会員の推薦を受けて、理事会において別に定める入会申込書を本協会に提出し、理事会の承認を得て、本協会の事業協力者として登録するものとする。

#### 三 賛助会員

理事会において別に定める入会申込書を本協会に提出し、理事会の承認を得て入会するものとする。

#### 四 特別会員

本人の承諾により、理事会において別に定める入会申込書を本協会に提出することによって入会するものとする。

(会員の欠格事由)

第8条 次の各号に掲げる者は、正会員及び賛助会員になることができない。

- 一 マンションの開発、販売、管理、維持保全、修繕その他マンションに係る事業であって本協会が定めるものを営む個人又は法人（法人である場合においては、その役員であるものを含む。）
  - 二 前号に準じるものとして理事会が別に定めるもの
- 2 次の各号に掲げるものは、前条の区分にかかわらず、会員になることができない。
- 一 成年に達しない者
  - 二 成年被後見人又は被保佐人
  - 三 第6条第1項各号に定める資格要件に該当しないもの
  - 四 次のいずれかに該当する団体であるもの
    - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
    - ハ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの
    - ニ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
    - ホ 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
  - 五 次の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
    - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
    - ロ 刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）の罪を犯した場合
  - 六 暴力団の構成員等
  - 七 前各号に準じるものとして理事会が別に定めるもの

(指定代表者の選任)

第9条 正会員のうち法人又は団体であるものは、本協会に対してその権利を行使する代表者1名（以下「指定代表者」という。）を定め、理事会が別に定めるところにより、本協会に届け出なければならない。

- 2 前項の指定代表者に加えた制限は、これをもって本協会に対抗することができない。
- 3 指定代表者を変更した場合には、すみやかに、理事会が別に定めるところにより、本協会に届け出なければならない。この場合において、本協会にその旨を届け出るまでは、本協会に対抗することができない。

(会員の権利及び義務)

第10条 会員は、法令、この定款、規則等（第128条に定める規則等をいう。以下同じ。）及び総会の決議によって規定されている権利を有し、義務を負う。

(倫理規程の遵守)

第11条 会員は、本協会の倫理規程を遵守しなければならない。

(経費等の負担)

第12条 正会員、登録会員及び賛助会員は、本協会の事業活動の推進のため、理事会において別に定める入会金、会費及び分担金を負担しなければならない。

2 会員は、既に納入した入会金、会費及び分担金の返還を求めることができない。第15条の規定により会員でなくなったときも、同様とする。

(任意退会)

第13条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(懲戒)

第14条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議を経て、当該会員を懲戒することができる。

- 一 本協会の目的に反する行為をしたとき
- 二 本協会の名誉を傷つける行為をしたとき
- 三 この定款その他の規則に違反したとき
- 四 違法行為により禁固以上の刑罰を受けたとき
- 五 その他懲戒すべき正当な事由があるとき

2 会員に対する懲戒は、次の五種とする。

- 一 口頭注意
- 二 文書戒告
- 三 1年以内の会員資格の停止
- 四 退会勧告
- 五 除名

3 理事会において前項の懲戒を決定するときは、当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

4 正会員を除名する場合には、総会の決議を経なければならない。この場合において、当該正会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 前項の総会において承認があったときは、当該会員にその旨を通知することをもって、除名となる。

6 第2項第四号の退会勧告に基づいて退会した会員は退会した日から2年、第五号の除名を受けた会員はその処分が決定した日から5年を経過するまでの間は、本協会に入会の申込みをすることができない。

(会員資格の喪失)

第15条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第8条の欠格事由該当することが判明したとき又は欠格事由に該当するに至ったとき
- 二 第12条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき

- 三 第13条の規定により退会したとき
- 四 前条の規定により除名となったとき
- 五 すべての正会員が同意したとき
- 六 個人にあっては、死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき
- 七 法人及び団体にあつては、解散し、破産し、又は会社更生手続きの開始の申立てがなされたとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第16条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(会員名簿)

第17条 本協会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した名簿（以下「会員名簿」という。）を作成する。

(会員名簿の備置き及び閲覧等)

第18条 会員名簿は、主たる事務所に備え置くものとする。

2 正会員は、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

- 一 会員名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 会員名簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承認するものとする。

- 一 当該請求を行う正会員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき
- 二 請求者が本協会の業務の遂行を妨げ、又は会員の共同の利益を害する目的で請求をおこなつたとき
- 三 請求者が会員名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求をおこなつたとき
- 四 請求者が過去2年以内において、会員名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき

(会員に対する通知等)

第19条 本協会が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載し、又は記録した当該会員の住所（当該会員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を本協会に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発するものとする。

(会員に対する通知の省略)

第20条 本協会が会員に対してする通知又は催告が5年以上継続して到達しない場合には、当該会員に対する通知又は催告をすることを要しないものとする。

2 前項の場合には、同項の会員に対する本協会の義務の履行を行う場所は、本協会の

住所地とする。

## 第4章 総会

### (構成)

第21条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

### (総会の権限)

第22条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 正会員の除名（第14条第4項）
- 二 理事及び監事の選任又は解任（第46条第1項及び第49条）
- 三 理事及び監事の報酬等の額（第57条及び第73条第1項）
- 四 責任の一部免除（第77条第1項）
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認（第100条第3項）
- 六 定款の変更（第119条）
- 七 事業の全部の譲渡（第120条）
- 八 他の一般法人法上の法人との合併（第121条）
- 九 解散、清算及び残余財産の処分（第122条第一号、第123条及び第124条）
- 十 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

### (総会の招集)

第23条 本協会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- 一 理事会において開催を決議した場合
- 二 第29条第2項の場合

4 総会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議を経て、理事長が招集する。

### (総会の招集の決定)

第24条 総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 総会の日時及び場所
- 二 総会の目的である事項
- 三 第27条の規定により総会参考書類（第26条第1項第一号に規定する総会参考書類をいう。以下同じ。）に記載すべき事項
- 四 特定の時をもって書面又は電磁的方法による議決権行使の期限を定めるときは、その特定の時（総会の日時以前の時であって、次条第1項の規定により通知を發した日から2週間を経過した日以後の時に限る。）

2 第29条第2項の規定により正会員が臨時総会を招集する場合を除き、前項各号に掲げる事項の決定は、理事会の決議によらなければならない。

(総会の招集の通知)

第25条 総会を招集するには、総会の日々の2週間前までに、正会員に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の通知は、書面によるものとする。
- 3 前項の書面による通知の発出に代えて、法令の定めに基づき理事会において別に定める方法により、あらかじめ当該通知等を発する正会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。
- 4 前2項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(総会参考書類及び議決権行使書の交付等)

第26条 前条第1項の通知に際しては、第27条及び第28条に定めるところにより、正会員に対し、次の各号に掲げる書類を交付しなければならない。

- 一 議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書面(以下「総会参考書類」という。)
- 二 議決権を行使するための書面(以下「議決権行使書」という。)
- 2 前条第3項の承諾をした正会員に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による総会参考書類の交付に代えて、当該総会参考書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、正会員の請求があったときは、総会参考書類を当該正会員に交付しなければならない。
- 3 前条第3項の承諾をした正会員に対する同項の電磁的方法による通知に際しては、正会員に対し、議決権行使書に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。
- 4 前条第3項の承諾をしていない正会員から総会の日々の1週間前までに議決権行使書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があったときは、第28条に定めるところにより、当該正会員に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

(総会参考書類)

第27条 第26条第1項第一号の規定により交付する総会参考書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 議案
  - 二 理事が提出する議案にあつては、その提案の理由
  - 三 正会員が第30条第3項の規定による請求に際して通知した提案の理由がある場合にあつては、当該提案の理由又はその概要
  - 四 議案につき第72条の規定により監事が総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要
  - 五 その他正会員の議決権の行使について参考となると認める事項
- 2 同一の総会に関して正会員に対して提供する総会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項がある場合には、これらの事項は、正会員に対して提供する総会参考書類に記載することを要しない。この場合においては、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにするものとする。
- 3 同一の総会に関して正会員に対して提供する招集通知(第25条第2項又は第3項

の規定による通知をいう。以下同じ。)又は第99条の規定により正会員に対して提供する事業報告の内容とすべき事項のうち、総会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、正会員に対して提供する招集通知又は同条の規定により正会員に対して提供する事業報告の内容とすることを要しないものとする。

- 4 総会参考書類に記載する事項について、招集通知を発した日から総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を正会員に周知する方法を当該招集通知と併せて通知することができる。

#### (議決権行使書)

第28条 第26条第1項第二号の規定により交付する議決権行使書又は第26条第3項若しくは第4項の規定により電磁的方法により提供する議決権行使書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 各議案についての賛否(棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。)を記載する欄
- 二 議決権の行使の期限
- 三 議決権を行使すべき正会員の氏名又は名称

#### (正会員による招集の請求)

第29条 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

- 2 次に掲げる場合には、前項の請求をした正会員は、裁判所の許可を得て、臨時総会を招集することができる。
  - 一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
  - 二 前項の規定による請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知が発せられない場合
- 3 第24条(第2項を除く。)から前条までの規定は、前項に基づき正会員が総会を招集する場合に準用する。

#### (正会員の提案権)

第30条 総正会員の議決権の30分の1以上の議決権を有する正会員は、理事に対し、一定の事項を総会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、総会の日から6週間前までにしなければならない。

- 2 正会員は、総会において、総会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくはこの定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき総会において総正会員の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。
- 3 総正会員の議決権の30分の1以上の議決権を有する正会員は、理事に対し、総会の日から6週間前までに、総会の目的である事項につき当該正会員が提出しようとする議案の要領を正会員に通知すること(第25条第2項又は第3項の通知をする場合にあっては、その通知に記載し、又は記録すること)を請求することができる。ただし、当該議案が法令若しくはこの定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき総会において総正会員の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。

(総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立て等)

第31条 本協会又は総正会員の30分の1以上の議決権を有する正会員は、総会に係る招集の手続き及び決議の方法を調査させるため、当該総会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2 裁判所が一定の期間内に総会を招集することを命じた場合には、理事は、検査役の調査の結果の報告の内容をその総会において開示しなければならない。この場合において、理事及び監事は、その報告の内容を調査し、その結果を総会に報告しなければならない。

(議長)

第32条 総会の議長は、理事会又は総会において別段の定めをした場合を除き、理事長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、第29条第2項により招集された臨時総会においては、議長は、総会に出席した正会員の議決権の過半数をもって、正会員の中から選出する。

3 総会の議長は、議事を整理する権限と議場の秩序を維持する権限をもち、公正な議事進行を行う義務を負う。

4 総会の出席者が次の各号に掲げる事項に該当する場合には、総会の議長はその出席者を退場させることができる。

一 総会への出席資格がないことが判明した場合

二 議長の指名を受けずに発言をし、議長が発言を制止したにもかかわらず発言を続ける場合

三 大声や怒声を張り上げ、秩序ある審議を妨害する場合

四 総会に凶器を持参し、凶器の排除の命令に応じない場合

五 議場で暴力行為を行った場合

六 前各号のほか、議事の進行を不当に妨害し、議事を混乱させ、又は総会の秩序を乱した場合

5 前項に定めるほか、議長は、次の各号に掲げる事項について権限を有する。

一 審議、採決を妨げるおそれのある物品の排除(他の出席者の着席及び公正な発言を妨げるおそれのない、議事の記録を目的とした機器の持込みはこれに含まないものとする。)

二 会議の休憩、閉会

三 その他公正な議事進行に係る必要事項

6 議長は、議事運営の公正性のため、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 正当な事由なく発言の希望者に一切の発言の機会を与えないこと

二 出席無資格者に対する発言許容又は決議への関与を認めること

三 正当な提案や動議の不採用又は無視

四 審議を全くなさず又は不十分な審議段階での採決への移行

五 一方的な立場の者のみの発言指名

六 その他、公正な議事運営を妨げる行為

7 議長が前項各号に掲げる行為を行った場合には、総会に出席した正会員は、議長の不信任の動議を提出することができる。この場合において、その動議は出席した正会員の議決権の過半数で決するものとし、可決した場合には、議長はその資格を失う。

8 前項の場合において、後任の議長の選任は、出席した正会員の議決権の過半数をもって、総会に出席した正会員の中から選任する。

#### (総会の議決権)

第33条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 正会員は、総会の会議に出席して、書面若しくは電磁的方法によって、又は代理人によって、議決権を行使することができる。

#### (総会の決議)

第34条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行うものとする。
  - 一 正会員の除名(第14条第4項)
  - 二 監事の解任(第49条第1項)
  - 三 責任の一部免除(第77条第1項)
  - 四 定款の変更(第119条)
  - 五 事業の全部の譲渡(第120条)
  - 六 他の一般法人法上の法人との合併(第121条)
  - 七 解散及び継続(第122条第一号及び第123条第2項)
  - 八 その他法令で定められた事項
- 3 総会は、第24条第1項第二号に掲げる総会の目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第40条第1項若しくは第2項に規定する者の選任については、この限りでない。
- 4 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとにそれぞれ第1項の決議を行うものとする。この場合において、理事及び監事の候補者の数が、それぞれ第45条第1項各号に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

#### (書面による議決権の行使)

第35条 書面により議決権行使をしようとする正会員は、議決権行使書に必要な事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了時(第24条第1項第四号に掲げる事項についての定めがある場合は、同号の特定の時)までに、当該記載をした議決権行使書を本協会に提出して行うものとする。

- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に参入する。
- 3 第1項の規定により提出された議決権行使書は、総会の日から3か月間、主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 正会員は、理事会において別に定める方法により、第1項の規定により提出された議決権行使書の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

#### (電磁的方法による議決権の行使)

第36条 電磁的方法により議決権行使をしようとする正会員は、法令の定めに基づき理事会において別に定める方法により、本協会の承諾を得て、総会の日時の直前の業務時間の終了時(第24条第1項第四号に掲げる事項についての定めがある場合は、同号

の特定の時)までに議決権行使書に記載すべき事項を、電磁的方法により本協会に提供して行うものとする。

- 2 前項の場合において、当該正会員が第25条第3項の承諾をした者である場合には、本協会は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。
- 3 第1項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に参入する。
- 4 第1項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録は、総会の日から3か月間、主たる事務所に備え置くものとする。
- 5 正会員は、理事会において別に定める方法により、前項の電磁的記録に記録された事項を書面又は映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

#### (代理人による議決権の行使)

第37条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、理事会において別に定めるところにより、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。
- 3 代理人は、総会ごとに1名に限るものとし、次の各号に掲げる者であつて、かつ、次項に該当しないものに限るものとする。
  - 一 当該正会員の配偶者又は3親等内の親族であるもの
  - 二 他の正会員
- 4 第8条の会員の欠格事由は、前項における代理人の欠格事由に準用する。
- 5 第1項の正会員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、法令の定めに基づき理事会が別に定める方法により、本協会の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 6 前項の場合において、当該正会員が第24条第3項の承諾をした者である場合には、正当な理由がなければ、この承諾をすることを拒んではならない。
- 7 代理権を証する書面及び第5項の電磁的方法により提供された事項が記録された電磁的記録は、総会の日から3か月間、主たる事務所に備え置くものとする。
- 8 正会員は、理事会において別に定める方法により、次に掲げる請求をすることができる。
  - 一 代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求
  - 二 前項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

#### (代理権の確認等)

第38条 代理人は、総会の出席にあたっては、身分を証明する書類(以下この条において「身分証」という。)を常に携行しなければならない。

- 2 議長は、総会に出席する代理人に対し、必要に応じて身分証の提示を求めることができる。
- 3 代理人は、前項に定める身分証の提示を求められたときは、身分証を提示しなければならない。
- 4 議長は、代理人が前項に定める身分証の提示を拒否した場合又は出席した者が代理人であることの確認が取れなかった場合には、その者を代理人として認めないことができる。

(理事等の説明義務)

第39条 理事及び監事は、総会において、正会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合
- 二 その説明をすることにより正会員の共同の利益を著しく害する場合
- 三 正会員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合で、次に掲げる場合に該当しないとき
  - イ 当該正会員が総会の日より相当の期間前に当該事項を本協会に対して通知した場合
  - ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- 四 正会員が説明を求めた事項について説明をすることにより本協会その他の者（当該正会員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- 五 正会員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- 六 前各号に掲げる場合のほか、正会員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(総会に提出された資料等の調査)

第40条 総会においては、その決議によって、理事及び監事が総会に提出し、又は提供した資料を調査する者を選任することができる。

- 2 第29条の規定により招集された総会においては、その決議によって、本協会の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる。

(延期又は続行の決議)

第41条 総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第24条及び第25条の規定は、適用しない。

(総会の議事録)

第42条 総会の議事については、議長は、書面又は電磁的記録をもって、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載又は記録するものとする。
  - 一 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は正会員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
  - 二 総会の議事の経過の要領及びその結果
  - 三 監事が、次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
    - イ 監事を選任若しくは解任又は辞任について述べた意見（第51条第1項）
    - ロ 辞任した旨及びその理由（第51条第2項）
    - ハ 第72条の調査の結果の報告（第72条）
    - ニ 監事の報酬等について述べた意見（第73条第3項）
  - 四 総会に出席した理事又は監事の氏名
  - 五 総会の議長の氏名

- 六 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3 次の各号に掲げる場合には、総会の議事録には、当該各号に定める事項を記載又は記録するものとする。
- 一 次条の規定により総会の決議があったものとみなされた場合
    - イ 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - ロ イの事項を提案した者の氏名又は名称
    - ハ 総会の決議があったものとみなされた日
    - ニ 総会の議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
  - 二 第44条の規定により総会への報告があったものとみなされた場合
    - イ 総会への報告があったものとみなされた事項の内容
    - ロ 総会への報告があったものとみなされた日
    - ハ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 議事録には、議長及び出席した理事が、次の方法により記名押印するものとする。
- 一 総会の議事録が書面をもって作成されているときは、議長及び出席した理事がこれに署名し、又は記名押印するものとする。
  - 二 総会の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、議長及び出席した理事が電子署名をするものとする。
- 5 議事録は、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。
- 6 従たる事務所を設置した場合には、議事録の写しを、総会の日から5年間、従たる事務所に備え置くものとする。ただし、法令で定める措置をとっている場合には、この限りでない。
- 7 正会員及び債権者は、理事会において別に定める方法により、次に掲げる請求をすることができる。
- 一 総会の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求
  - 二 総会の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を書面又は映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

(総会の決議の省略)

- 第43条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
- 2 前項の規定により総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置くものとする。
- 3 正会員及び債権者は、理事会において別に定める方法により、次に掲げる請求をすることができる。
- 一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求
  - 二 前項の電磁的記録に記録された事項を書面又は映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 4 第1項の規定により定時総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなされた場合は、その時に当該定時総会が終了したものとみなす。

(総会への報告の省略)

第44条 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

## 第5章 役員

### 第1節 役員を選任及び解任

(役員を設置)

第45条 本協会に次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上7名以内
- 二 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第46条 理事及び監事は、正会員(法人又は団体であるものはその指定代表者)の中から、総会の決議によって選任する。ただし、監事は、正会員以外の者から選任することができる。

- 2 前項の決議をする場合には、役員が欠けた場合又は前条第1項各号で定める役員の定数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。この場合には、次に掲げる事項もあわせて決定しなければならない。
  - 一 当該候補者が補欠の役員である旨
  - 二 当該候補者を1人又は2人以上の特定の役員の補欠の役員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名
  - 三 同一の役員(2人以上の役員の補欠として選任した場合にあっては当該2人以上の役員)につき2人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位
  - 四 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続
  - 五 その他法令に定める事項
- 3 各理事について、当該理事及び当該理事と特殊の関係のある者として次の各号に掲げるものである理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合は、3分の1を超えてはならない。
  - 一 当該理事の配偶者
  - 二 当該理事の3親等以内の親族
  - 三 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - 四 当該理事の使用人
  - 五 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

- 六 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は3親等以内の親族
- 4 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 5 監事は、本協会又は本協会の子法人（一般法人法第2条第四号に定める子法人をいう。以下同じ。）の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 本協会と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

#### （役員資格等）

第47条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
  - 二 成年に達しない者
  - 三 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
  - 四 次の理由で刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
    - イ 一般法人法又は会社法の規定に違反した場合
    - ロ 民事再生法、外国倒産処理手続きの承認援助に関する法律、会社更生法、破産法上の罪を犯した場合（一般法人法第65条第三号に定めるものに限る。）
    - ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
    - ニ 刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）の罪を犯した場合
  - 五 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
  - 六 その他法令に定める場合
- 2 理事若しくは監事が正会員でなくなったとき、又はその理事若しくは監事が正会員である法人若しくは団体の指定代表者である場合において、その法人が正会員でなくなったとき、若しくはその理事若しくは監事がその法人の指定代表者でなくなったときは、その理事又は監事は、その地位を失う。

#### （役員任期）

- 第48条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 前2項にかかわらず、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 第45条第1項各号に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

#### （役員解任）

第49条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(監事の選任に関する監事の同意等)

第50条 監事の選任に関する議案を総会に提出するには、各監事（監事が1名である場合にあっては当該監事。以下同じ。）の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

(監事の選任等についての意見の陳述)

第51条 監事は、総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。

3 理事は、前項の者に対し、同項の総会を招集する旨及び第24条第一号に掲げる事項を通知しなければならない。

## 第2節 理事

(理事の職務及び権限)

第52条 理事は、理事会を構成し、法令、この定款及び理事会の定めるところにより、その職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本協会を代表し、その業務を統括する。

3 理事長は、本協会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

4 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

5 本協会は、理事長がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

6 理事長が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

7 理事長及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(忠実義務等)

第53条 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、本協会のため忠実にその職務を行わなければならない。

2 理事は、本協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(競業及び利益相反取引の制限)

第54条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために本協会の事業の部類に属する取引をしようとするとき

二 理事が自己又は第三者のために本協会と取引をしようとするとき

三 本協会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本協会と

当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

#### （業務の執行に関する検査役の選任等）

第55条 本協会の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、本協会の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

- 2 裁判所が一定の期間内に総会を招集することを命じた場合には、理事は、検査役の調査の結果の報告の内容をその総会において開示しなければならない。この場合において、理事及び監事は、その報告の内容を調査し、その結果を総会に報告しなければならない。

#### （正会員による理事の行為の差止め）

第56条 正会員は、理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本協会に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

#### （理事の報酬等）

第57条 理事は、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める支給の基準に従って算定した報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として本協会から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）を受けすることができる。

### 第3節 理事会

#### （理事会）

第58条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### （理事会の権限）

第59条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- 一 本協会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長及び業務執行理事の選定及び解職（第46条第4項）
- 四 入会金、会費及び分担金の徴収並びにその額の決定（第12条第1項）
- 五 会員の入会手続きに関する事項並びに入会の承認（第7条）
- 六 会員の懲戒に関する事項（第14条）
- 七 総会の招集の決定（第24条）
- 八 事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書の承認（第95条第2項）
- 九 業務の適正を確保するための体制の整備（次条）
- 十 理事の第54条第1項の取引の承認（第54条第1項）
- 十一 理事の報酬等の支給基準の決定（第57条）

- 十二 規則等の制定及び改廃（第128条）
  - 十三 従たる事務所の設置、変更及び廃止（第3条第2項）
  - 十四 事務局の設置及び廃止並びに事務局長及び職員の選任及び解任等（第83条）
  - 十五 委員会の設置及び廃止並びに委員長及び委員の選任及び解任等（第84条）
  - 十六 顧問、相談役、参与の選任及び解任等（第85条）
  - 十七 第78条第1項の規定に基づく第75条第1項の責任の免除（第78条第1項）
  - 十八 その他法令、この定款及び総会の決議において理事会の職務として定められた事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- 一 重要な財産の処分及び譲受け
  - 二 多額の借財
  - 三 重要な使用人の選任及び解任
  - 四 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - 五 次条に定める業務の適正を確保するための体制の整備
  - 六 第78条第1項の規定に基づく第75条第1項の責任の免除

#### （業務の適正を確保するための体制）

- 第60条 理事会は、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本協会の業務の適正を確保するために必要なものとして、次に掲げる体制を整備するものとする。
- 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 五 監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - 六 前号の使用人の理事からの独立性に関する事項
  - 七 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
  - 八 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

#### （理事会の招集）

- 第61条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。この場合において、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 3 前2項にかかわらず、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは各理事が、理事会で別段の定めをしたときは理事会で定めた理事が、理事会を招集する。この場合において、前項中「理事長」とあるのは、「理事会の招集権をもつ理事」と読み替えるものとする。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第62条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき、理事長が欠けたとき又は理事会において別段の定めをしたときは、理事長以外の理事の中から議長を選定する。

(理事会の決議)

第63条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。  
3 理事会の決議に参加した理事であって第65条第1項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

(理事の議決権行使)

第64条 理事は、理事会に代理人が出席して議決権を行使すること又は理事会に出席することなく書面若しくは電磁的記録によって議決権を行使することができない。ただし、第66条及び第67条第1項に規定する場合は、この限りでない。

- 2 理事会で決議をすべき事項について、議案の賛否について個々の理事の賛否を個別に確認する方法により決議することはできない。ただし、第66条及び第67条第1項に規定する場合は、この限りでない。

(理事会の議事録)

第65条 理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって、議事録を作成するものとする。

- 2 理事会の議事録には、次に掲げる事項を記載又は記録するものとする。
- 一 理事会が開催された日時及び場所（その場所に存しない理事又は監事が理事会に出席した場合におけるその出席の方法を含む。）
  - 二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
    - イ 第61条第2項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
    - ロ 第61条第2項又は第3項の規定により理事が招集したもの
    - ハ 第71条第2項の規定による監事の請求を受けて招集したもの
    - ニ 第71条第3項の規定により監事が招集したもの
  - 三 理事会の議事の経過の要領及びその結果
  - 四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
  - 五 次に掲げる事項について、理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
    - イ 第54条第2項に規定する理事の報告
    - ロ 第70条に規定する監事の報告
    - ハ 第71条第1項に規定する監事の意見
  - 六 理事会に出席した理事及び監事の氏名
  - 七 理事会の議長の氏名

- 3 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を記載又は記録するものとする。
  - 一 次条の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合
    - イ 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - ロ イの事項を提案した理事の氏名
    - ハ 理事会の決議があったものとみなされた日
    - ニ 議事録の作成にかかる職務を行った理事の氏名
  - 二 第67条の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合
    - イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
    - ロ 理事会への報告を要しないものとされた日
    - ハ 議事録の作成にかかる職務を行った理事の氏名
- 4 理事会の議事録には、出席した理事及び監事が、次の方法により記名押印するものとする。
  - 一 理事会の議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事及び監事がこれに署名し、又は記名押印するものとする。
  - 二 理事会の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、出席した理事及び監事が電子署名をするものとする。
- 5 理事会の議事録は、理事会の日（次条の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む。）から10年間、理事会の議事録又は次条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）を主たる事務所に備え置くものとする。
- 6 正会員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。
  - 一 前項の議事録等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求
  - 二 前項の議事録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を書面又は映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 7 債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第5項の議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

#### （理事会の決議の省略）

- 第66条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

#### （理事会への報告の省略）

- 第67条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第52条第7項の規定による報告については、適用しない。

#### （理事会への委任）

- 第68条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

## 第4節 監事

### (監事の権限)

第69条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、次の各号に掲げるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 一 監事は、その職務を適切に遂行するため、本協会の理事、使用人、その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者として法令で定めるものとの意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事会は、監事の職務の遂行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。
  - 二 前号の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
  - 三 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、本協会の他の監事並びに本協会の子法人が存するときは当該子法人の監事、監査役その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報交換を図るよう努めなければならない。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 本協会に子法人が存する場合には、監事は、その職務を行うため必要があるときは、本協会の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 4 監事は、理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

### (理事会への報告義務)

第70条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

### (理事会への出席義務等)

第71条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長（第61条第3項に規定する場合にあっては理事会の招集権をもつ理事）に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

### (総会に対する報告義務)

第72条 監事は、理事会が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの定款に違反し、又

は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

#### (監事の報酬等)

第73条 監事の報酬等は、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める支給の基準に従って算定した報酬等を受けることができる。

2 監事は、総会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

#### (費用等の請求)

第74条 監事はその職務の執行について本協会に対して次に掲げる請求をしたときは、本協会は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一 費用の前払の請求

二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

### 第5節 役員損害賠償責任

#### (役員の本協会に対する損害賠償責任)

第75条 役員は、その任務を怠ったときは、本協会に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第54条第1項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、その取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第54条第1項第二号又は第三号の取引によって本協会に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったと推定する。

一 第54条第1項の理事

二 本協会が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

#### (本協会に対する損害賠償責任の免除)

第76条 前条第1項の責任は、総正会員の同意がなければ、免除することができない。

#### (総会決議に基づく責任の一部免除)

第77条 前条の規定にかかわらず、役員が第75条第1項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から一般法人法第113条第1項第二号に定める額（第79条において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、総会の決議によって免除することができる。

2 前項の場合には、理事は、総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

3 理事は、第75条第1項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

- 4 第1項の決議があった場合において、本協会が当該決議後に同項の役員に対し次に掲げる財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。
  - 一 退職慰労金
  - 二 当該役員が本協会の使用人を兼ねていたときは、当該使用人としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分
  - 三 前2号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

#### （理事会決議に基づく責任の一部免除）

- 第78条 第76条第1項の規定にかかわらず、第75条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。
- 2 前条第3項の規定は、当該責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。
  - 3 第1項の規定に基づいて役員を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内（1か月以上に限る。）に当該異議を述べるべき旨を正会員に通知しなければならない。
  - 4 総正会員（前項の責任を負う役員であるものを除く。）の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、本協会は、第1項の規定に基づく免除をすることができない。
  - 5 前条第4項の規定は、第1項の規定に基づき責任を免除した場合について準用する。

#### （責任限定特約）

- 第79条 第76条第1項の規定にかかわらず、非業務執行理事（理事のうち代表理事、業務執行理事又は本協会の使用人でないものをいう。）又は監事（非業務執行理事と監事をあわせて以下「非業務執行理事等」という。）の第75条第1項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、最低責任限度額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。
- 2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が本協会又は本協会の子法人の業務執行理事又は使用人に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。
  - 3 第1項の契約を締結した場合において、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
    - 一 第77条第2項第一号及び第二号に掲げる事項
    - 二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
    - 三 第75条第1項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額
  - 4 第77条第4項の規定は、非業務執行理事等が第1項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

第80条 第54条第1項第二号の取引(自己のためにした取引に限る。)をした理事の第75条第1項の責任は、任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。

2 前3条の規定は、前項の責任については、適用しない。

(役員 of 第三者に対する損害賠償責任)

第81条 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 基金(第103条に規定する基金をいう。)を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための本協会の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

ハ 虚偽の登記

ニ 虚偽の公告

二 監事 次に掲げる行為

監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

(役員 of 連帯責任)

第82条 役員が本協会又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

## 第6節 その他の機関

(事務局)

第83条 本協会に事務局を設置し、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

2 事務局長及び職員は、理事会において選任及び解任する。

3 前2項のほか事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(委員会)

第84条 理事会は、その責任と権限の範囲内において、本協会に委員会を設置することができる。

2 委員会の委員長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

4 前3項のほか委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会において別に定める。

(顧問等)

第85条 本協会に、理事会の諮問機関として、次に掲げるものを置くことができる。

- 一 顧問 3名以内  
学識経験のある者その他本協会の役員又は会員ではないものであって、本協会の事業遂行のために理事会に対して必要な助言をする者
  - 二 相談役 3名以内  
本協会の役員であったもので、理事会に対し、本協会の運営及び業界の問題について豊富な知識と経験に基づいた適切な助言をなしうる者
  - 三 参与 2名以内  
本協会の事務局の職務に携わってきた者で、本協会の実務に明るく、本協会の運営について実務的側面から理事会に対して助言する者
- 2 顧問、相談役及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。
  - 3 顧問、相談役及び参与の報酬等は、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める支給基準に従って算定する。
  - 4 前3項のほか顧問、相談役及び参与に関する事項は、理事会において別に定める。

## 第6章 資産及び会計

### 第1節 資産

(資産の構成)

第86条 本協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立の時の財産目録に記載された資産
- 二 入会金、会費及び分担金
- 三 資産から生じる収入
- 四 事業に伴う収入
- 五 その他の収入

(資産の管理)

第87条 本協会の資産の管理については、理事会が別に定める。

### 第2節 会計の原則等

(会計の原則)

第88条 本協会の会計は、法令に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- 一 正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成すること
  - 二 計算書類は、会計帳簿に基づいて、事業に係る真実な内容を明瞭に表示したものとすること
  - 三 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと
- 2 前項に定めるほか、本協会の会計は、本協会の事業に応じて、一般に公正妥当と認

められる会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の分配の制限)

第89条 本協会は、剰余金の分配を行わない。

2 総会は、正会員に剰余金を分配する旨の決議をすることはできない。

### 第3節 会計帳簿

(会計帳簿の作成及び保存)

第90条 会計帳簿は、法令及びこの定款に基づき、書面又は電磁的記録をもって、適時に、正確に作成するものとする。

2 会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその会計帳簿に係る事業等の重要な資料を保存するものとする。

(会計帳簿の閲覧等の請求)

第91条 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を書面又は映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

2 前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承認するものとする。

一 当該請求を行う正会員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき

二 請求者が本協会の業務の遂行を妨げ、又は会員の共同の利益を害する目的で請求をおこなったとき

三 請求者が本協会の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき

四 請求者が会計帳簿又はこれに類する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求をおこなったとき

五 請求者が過去2年以内において、会計帳簿又はこれに類する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき

### 第4節 計算書類等

(事業年度)

第92条 本協会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

2 前項の事業年度の末日を変更するときは、定款の変更を経なければならない。この場合において、変更後の最初の事業年度に係る期間は、1年6か月を超えることができない。

(事業計画及び収支予算)

第93条 本協会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(計算書類等の作成及び保存)

第94条 本協会は、各事業年度において、法令及びこの定款に基づき、次の各号に掲げる事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成するものとする。

一 事業報告

- イ 本協会の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）
- ロ 第60条に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要

二 事業報告の附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項

三 計算書類

- イ 貸借対照表
- ロ 損益計算書

四 計算書類の附属明細書

- イ 重要な固定資産の明細
- ロ 引当金の明細
- ハ その他貸借対照表及び損益計算書の内容を補足する重要な事項

- 2 事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。
- 3 計算書類及びその附属明細書は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。
- 4 計算書類及びその附属明細書は、作成した時から10年間保存するものとする。

## 第5節 監査

(計算書類等の監査等)

第95条 前条第1項の事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書は、監事の監査を受けなければならない。

- 2 前項の監査を受けた事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び附属明細書の監査報告)

第96条 監事は、前条の規定に基づき事業報告及びその明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
- 二 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い本協会の状況を正しく示しているかどうかについての意見

- 三 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- 四 監査の為必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- 五 第94条第1項第一号ロに掲げる事項（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由
- 六 監査報告を作成した日

（計算書類及び附属明細書の監査報告）

- 第97条 監事は、第95条の規定に基づき計算関係書類（計算書類及びその附属明細書をいう。以下同じ。）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。
- 一 監事の監査の方法及びその内容
  - 二 計算関係書類が財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
  - 三 監査の為必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
  - 四 追記情報（次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項をいう。）
    - イ 正当な理由による会計方針の変更
    - ロ 重要な偶発事象
    - ハ 重要な後発事象
  - 五 監査報告を作成した日

（監査報告の通知等）

- 第98条 特定監事は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるいずれか遅い日までに、特定理事に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。
- 一 事業報告及びその附属明細書に関する監査報告
    - イ 事業報告を受領した日から4週間を経過した日
    - ロ 事業報告の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日
    - ハ 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日
  - 二 計算書類及びその附属明細書に係る監査報告
    - イ 当該計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日
    - ロ 当該計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日
    - ハ 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日
  - 2 事業報告、計算書類及びそれらの附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、それぞれ監事の監査を受けたものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第1項各号の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、監事の監査を受けたものとみなす。
  - 4 第1項及び第2項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
    - 一 第1項の規定による通知を受ける理事を定めた場合  
当該通知を受ける理事として定められた理事
    - 二 前号に掲げる場合以外の場合

事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事

5 第1項及び第3項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- 一 2人の監事が存する場合において、監事の協議により第1項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき  
当該通知をすべき監事として定められた監事
- 二 2人の監事が存する場合において、第1項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めていないとき  
すべての監事
- 三 前2号に掲げる場合以外の場合  
監事

## 第6節 計算書類等の承認等

(計算書類等の正会員への提供)

第99条 理事は、定時総会の招集の通知に際して、正会員に対し、第95条第2項で承認を受けた事業報告及び計算書類並びに監査報告（以下この条において「提供計算書類等」という。）を、次の各号に掲げる方法により、提供しなければならない。

- 一 定時総会の招集通知を書面により提供する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法
  - イ 提供計算書類等が書面をもって作成されている場合  
当該書面に記載された事項を記載した書面の提供
  - ロ 提供計算書類等が電磁的記録をもって作成されている場合  
当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供
- 二 定時総会の招集通知を電磁的方法により提供する場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法
  - イ 提供計算書類等が書面をもって作成されている場合  
当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供
  - ロ 提供計算書類等が電磁的記録をもって作成されている場合  
当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供

(計算書類等の定時総会への提出等)

第100条 理事は、第95条第2項の承認を受けた事業報告及び計算書類を定時総会に提出し、又は提供しなければならない。

- 2 理事は、前項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時総会に報告しなければならない。
- 3 第1項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時総会の承認を受けなければならない。

(貸借対照表の公告)

第101条 前条第3項の規定により承認を受けた計算書類のうち貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、第125条に規定する方法により公告しなければならない。

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

第 102 条 計算書類等（各事業年度に係る事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書（これらの監査報告を含む。）をいう。以下この条において同じ。）は、定時総会の日（第 43 条第 1 項の場合にあっては、同項の提案があった日）から 5 年間、主たる事務所に備え置くものとする。

2 正会員及び債権者は、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、理事会において別に定める費用を支払わなければならない。

一 計算書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等が電磁的記録を持って作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を書面又は映像面に表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって本協会の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

## 第 7 章 基 金

### 第 1 節 基金の募集

(基金の拠出)

第 103 条 本協会は、正会員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(募集事項の決定)

第 104 条 前条の募集をしようとするときは、理事会の決議に基づき、その都度、次に掲げる事項（以下「募集事項」という。）を定めるものとする。

一 募集に係る基金の総額

二 金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及びその価格

三 基金の拠出に係る金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

(基金の申込み)

第 105 条 第 103 条の募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 本協会の名称

二 募集事項

三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

四 基金の拠出者の権利に関する規定

五 基金の返還の手続

六 定款に定められた事項（前 5 号に掲げる事項を除く。）であって、本協会に対して基金の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した

## 事項

- 2 第 103 条の募集に応じて基金の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を本協会に交付するものとする。
  - 一 氏名又は名称及び住所
  - 二 引き受けようとする基金の額
- 3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、あらかじめ電磁的方法の種類及び内容を示した上で、本協会の書面又は電磁的方法による承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申し込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。
- 4 第 1 項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第 2 項の申込みをした者（以下この節において「申込者」という。）に通知しなければならない。
- 5 本協会が申込者に対してする通知又は催告は、第 2 項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を本協会に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りるものとする。
- 6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

## （基金の割当て）

- 第 106 条 本協会は、申込者の中から基金の割り当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる基金の額を定めるものとする。この場合において、本協会は、当該申込者に割り当てる基金の額を、前条第 2 項第二号の額よりも減額することができる。
- 2 本協会は、第 104 条第三号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の初日）の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる基金の額を通知するものとする。

## （基金の申込み及び割当てに関する特則）

- 第 107 条 前 2 条の規定は、基金を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

## （基金の引受け）

- 第 108 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める基金の額について基金の引受人となる。
- 一 申込者  
本協会が割り当てた基金の額
  - 二 前条の契約により基金の総額を引き受けた者  
その者が引き受けた基金の額

## （金銭以外の財産の抛出）

- 第 109 条 本協会は、第 104 条第二号に掲げる事項を定めたときは、募集事項の決定の後遅滞なく、同号の財産（以下「現物抛財産」という。）の価格を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをするものとする。
- 2 基金の引受人（現物抛財産を給付する者に限る。）は、裁判所の決定により現物抛財産の価額の全部又は一部が変更された場合には、当該決定の確定後 1 週間以内に限り、その基金の引受けの申込み又は第 107 条の契約に係る意思表示を取り消すこと

ができる。

- 3 前2項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。
  - 一 現物拠出財産について定められた第104条第1項第二号の価額の総額が500万円を超えない場合  
当該現物拠出財産の価額
  - 二 現物拠出財産のうち、市場価格のある有価証券について定められた第104条第1項第二号の価額が当該有価証券の市場価格として法令で定める方法により算定されるものを超えない場合  
当該有価証券についての現物拠出財産の価額
  - 三 現物拠出財産について定められた第104条第1項第二号の価額が相当であることについて法令に定める要件を満たした証明を受けた場合  
当該証明を受けた現物拠出財産の価額
  - 四 現物拠出財産が本協会に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であって、当該金銭債権について定められた第104条第1項第二号の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合  
当該金銭債権についての現物拠出財産の価額

#### （基金の拠出の履行）

- 第110条 基金の引受人（現物拠出財産を給付する者を除く。）は、第104条第三号の期日又は同号の期間内に、本協会が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、それぞれの基金の払込金額の全額を払い込まなければならない。
- 2 基金の引受人（現物拠出財産を給付する者に限る。）は、第104条第三号の期日又は同号の期間内に、それぞれの基金の払込金額に相当する現物拠出財産を給付しなければならない。
  - 3 基金の引受人は、第1項の規定による払込み又は前項の規定による給付（以下「拠出の履行」という。）をする債務と本協会に対する債権とを相殺することができない。
  - 4 基金の引受人が拠出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失う。

#### （基金の拠出者となる時期）

- 第111条 基金の引受人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日に、拠出の履行をした基金の拠出者となる。
- 一 第104条第三号の期日を定めた場合  
当該期日
  - 二 第104条第三号の期間を定めた場合  
拠出の履行をした日

#### （引受けの無効又は取消しの制限）

- 第112条 基金の引受人は、一般法人法第140条に定める場合その他法令の定めがある場合には、基金の引受けの無効を主張し、又は基金の引受けの取り消しをすることができない。

#### （基金の拠出者の権利）

- 第113条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本協会は、次節に定めるところにより、基金をその拠出者に返還することができるものとする。
- 3 本協会に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡、質入及び信託にすることはできないものとする。

## 第2節 基金の返還

### (基金の返還)

第114条 基金の返還は、定時総会の決議によって行うものとする。

- 2 ある事業年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該事業年度の次の事業年度に関する定時総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。
  - 一 基金（第118条第1項の代替基金を含む。）の総額
  - 二 資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額
- 3 前項の規定に違反して基金の返還をした場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者（業務執行理事その他業務執行理事の行う業務の執行に職務上関与した者をいう。次項及び第5項において同じ。）は、本協会に対し、連帯して、違法に返還された額を弁済する責任を負う。
- 4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、同項の責任を負わない。
- 5 第3項の業務執行者の責任は免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総正会員の同意がある場合は、この限りでない。
- 6 第2項の規定に違反して基金の返還がなされた場合においては、本協会の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本協会に対して返還することを請求することができる。

### (基金の返還の手続)

第115条 基金の返還の手続については、法令及び前条に定めるほか、理事会において別に定めるものとする。

### (基金の返還に係る債権の取得の禁止)

- 第116条 本協会は、次に掲げる場合に限り、自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得することができる。
- 一 合併又は他の法人の事業の全部の譲受けによる場合
  - 二 本協会の権利の実行に当たり、その目的を達成するために必要な場合
  - 三 無償で取得する場合
- 2 前項第一号又は第二号に掲げる場合に同項の債権を取得したときは、本協会は、当該債権を相当の時期に他に譲渡しなければならない。

### (基金利息の禁止)

第117条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

(代替基金)

第 118 条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上するものとする。

2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

## 第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 119 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(事業の譲渡)

第 120 条 本協会が事業の全部の譲渡をするには、総会の決議によらなければならない。

(合併)

第 121 条 本協会は、総会の決議によって、他の一般法人法上の法人と合併をすることができる。

(解散)

第 122 条 本協会は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 総会の決議
- 二 正会員が欠けたこと
- 三 合併（合併により本協会が消滅する場合に限る。）
- 四 破産手続開始の決定
- 五 解散を命ずる裁判
- 六 その他法令に定める事由

(清算)

第 123 条 本協会が解散した場合（前条第三号に掲げる事由によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除く。）は、法令に定めるところに従って、清算をするものとする。

2 前条第一号に掲げる事由によって解散した場合その他法令で定める場合には、前項の清算が終了するまで、総会の決議によって、本法人を継続することができる。

(残余財産の帰属)

第 124 条 本協会が清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、本協会と類似の事業を目的とする他の公益社団法人、公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第十七号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第125条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。この公告は、当該公告の開始後1年を経過する日までの間、継続してするものとする。

## 第10章 雑則

(本協会と理事との間の訴えにおける代表)

第126条 第52条第2項の規定にかかわらず、本協会が理事（理事であった者を含む。以下、この条において同じ。）に対し、又は理事が本協会に対して訴えを提起する場合には、総会は、当該訴えについて本協会を代表する者を定めることができる。

2 第52条第2項及び前項の規定にかかわらず、本協会が理事に対し、又は理事が本協会に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が本協会を代表する。

3 第52条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監事が本協会を代表する。

一 本協会が一般法人法第278条第1項の訴えの提起の請求（理事の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合

二 本協会が一般法人法第280条第3項の訴訟告知（理事の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）並びに同第281条第2項の規定による通知及び催告（理事の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受ける場合

(定款の備置き及び閲覧等)

第127条 定款は、主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

2 正会員及び債権者は、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、理事会において別に定める費用を支払わなければならない。

一 定款が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 定款が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって理事会において別に定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(規則等)

第128条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会において定める規則、規程、細則、要領、綱領、基準等（以下「規則等」という。）による。

(定款に定めのない事項)

第 129 条 この定款、総会の決議及び規則等に定めのない事項については、一般法人法その他の法令の定めるところによる。

2 この定款、規則等又は法令のいずれにも定めのない事項については、理事会の決議により定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この定款は、本協会の成立の日から施行する。

(最初の事業年度)

2 本協会の最初の事業年度は、本協会の成立の日から平成 27 年 12 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

3 本協会の設立時理事、設立時代表理事(理事長)及び設立時監事は、次に掲げる者である。

設立時理事	齊藤 智夫、中島 悦朗
設立時代表理事(理事長)	加藤 勲
設立時監事	河住 志保

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

4 設立時社員(正会員)の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

一 住 所	神奈川県茅ヶ崎市小桜町 8 番 13 号
設立時社員(正会員)	加藤 勲
二 住 所	神奈川県藤沢市片瀬 3 丁目 16 番 19 号
設立時社員(正会員)	齊藤 智夫
三 住 所	神奈川県横須賀市桜が丘 2 丁目 24 番 1 号
設立時社員(正会員)	中島 悦朗